

シタル六人ハ捲染部従業員カ請負制度ニ依リ一月ヲ通シテ作業ヲ爲シ領
 受タル金額ガ今迄ノ月給制度ノ場合ヨリ減シタル時ハ其ノ減シタル率ニ
 依リ率ヲ減給ノ責任ヲ負ハレタシ
 九、道員ハ各台ニ於テ不自由也又機一揃先即各台ニ補給セラレタシ
 十、請負制度實施後ハ給料ノ支拂ハ請負人ニハ優先的ニサレタシ
 十一、昨年十二月分工賃ノ現金全部支拂ヒシ後即チ一月十四、五日ヨリ請負制度
 ヲ實施サレタシ
 十二、増給ニ對スル一定ノ内規ヲ設ケ我々ニ卷表サレタシ
 十三、請負制度實施後ハ作業時間並ニ作業進行ハ當事者ノ任意ニサレタシ
 十四、以上ノ条件一切ヲ承認セザル場合ハ我々ハ断シテ請負制度ニ應ビス
 右決議ス

昭和十年一月十一日

捲染部従業員一同

發生三二七 解決四七 内
 使用労働者八四七内女六八七
 争議加者六八七内女五五三
 関係労働組合協同会事務部

10. 3. 0
 6. 74

常務理事 昭和十年三月五日
 藤松第三八八號

内務大臣 後藤 謙 文 夫 殿
 社 會 局 長 官 殿
 各 府 縣 知 事 殿
 大臣御用掛 警視總監 小 栗 一 雄

東京モスリン紡織株式会社金町工場労働争議
 開スル件 (第一報) 發生

1 労働部下修養所(報國堂)に對して是れ停職三名ヲ解雇セシメニ卷附二日十七日ヨリ
 従業員八四名六七名罷業三人(現在員六六名)
 2 會社側労働部二月五、六、七其他臨時職員共合計八八名ニシテ作業中ニテ同歩
 行是等天名夜夜朝夜夜等其等中、労働部同歩一行ニシテ作業中ニシテ同歩